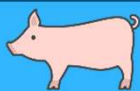
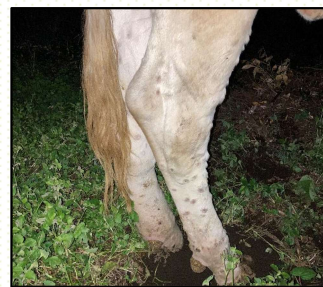




ランピースキン病が殺処分対象になりました

令和8年
7月1日施行

- ランピースキン病は全身の皮膚の結節や水腫を特徴とする牛、水牛の疾病です。
- 令和6年(2024年)11月に福岡県において国内初の発生が確認され、その後、福岡県の発生農場から導入した牛に起因して、熊本県の菊池地域の3農場において発生しました。
- 発生当時は家畜伝染病予防法上の届出伝染病であり、自主とう汰や移動の自粛が求められていましたが、法改正により家畜伝染病に格上げされ、殺処分、移動制限等が義務付けられました。これに伴い、ランピースキン病防疫対策要領も改正されました。
- 本病は、サシバエ、ヌカカ等の吸血昆虫(ベクター)による感染が主であり、平時から、昆虫成長制御剤(IGR剤)や殺虫剤散布等による吸血昆虫対策が重要です。



韓国で口蹄疫・ランピースキン病が発生

- 韓国において7月3日に約4か月ぶりとなる口蹄疫の発生が豚1件、牛5件で確認されました。さらに、7月11日に約1年7か月ぶりにランピースキン病の発生が肉用牛1件で確認されました。
- 発生地域への渡航は可能な限り控えるとともに、これらの国からの郵便物等は衛生管理区域内に持ち込まないようにしましょう。

※詳細は、以下より御確認ください。



口蹄疫



ランピースキン病

2026年7月11日
ランピースキン病

2026年7月3日
口蹄疫



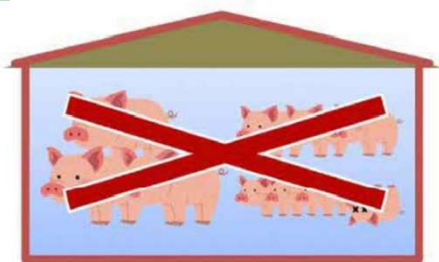
異状を発見した際は速やかに家畜保健衛生所に通報してください！



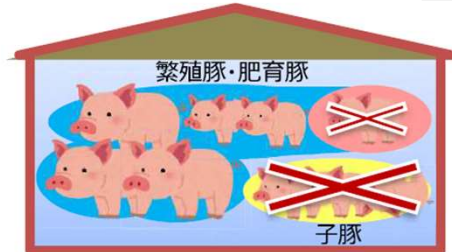


豚熱の選択的殺処分が導入されました

令和8年
5月19日施行



全頭殺処分



豚熱陰性

選択的殺処分

豚熱陽性

1. 殺処分の範囲

県が、国と協議の上、決定。

① ワクチン免疫が成立していない豚

未接種・接種後20日未経過・発育不良

※ 3回目の消毒完了後に生まれた子豚を除く。

② 症状が認められ、PCR陽性となった豚

③ その他家畜防疫員が必要と判断した豚

・接種が早すぎるなど、県の指示に従わず、
ワクチンが適切に接種されていない

⇒全頭殺処分対象

・感染が限局していない

(農場内にウイルスが広範囲に浸潤)

⇒繁殖豚を除く全頭を殺処分対象

2. 防疫措置

(1) 拡散状況確認検査

全頭：臨床検査 → 異常豚：PCR検査等

(2) 殺処分等・消毒

殺処分は1週間以内を目途に実施。

消毒は1週間間隔で3回実施。

3. 監視プログラム

○ 移動制限と毎日の報告徴求により監視。
(監視期間：約3か月)

○ 消毒完了後（発生から約3週間後）、
症状のない豚は以下が可能。

・と畜場出荷

・子豚の肥育農場への移動

(<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/attach/pdf/index-473.pdf>)

➤ 殺処分対象となった豚が飼養されていた豚房は空房にして3回消毒を実施する必要があります。また、農場内の複数の豚舎で発生が確認される等、感染が限局していない場合や、監視プログラム適用中に複数回の再発があった場合など、**繁殖豚を除く全ての豚の殺処分が必要となる場合があります。**

➤ **飼養衛生管理基準の遵守徹底と適時適切なワクチン接種**による免疫付与により、ウイルスの侵入リスクを減らし、農場内で感染を広げないことが重要です。



輸入禁止品への対応が強化されました

令和8年
7月1日施行

➤ ウイルスなどの病原体は、海外からの肉製品等の持ち込みにより、国内に侵入する可能性があります。例えば、**アフリカ豚熱ウイルスは、燻製や塩漬のハム等の中でも300日間以上感染性を失わないという報告があります¹⁾。**

1) : <https://www.naro.go.jp/laboratory/niah/asf/index.html>

➤ これらに対応するため、家畜伝染病予防法の改正により、家畜防疫官に、**外国食材店等への立ち入り検査及び輸入禁止品の廃棄権限等**が付与されました。

2025～26シーズンのHPAI疫学調査について

2025～26シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)は、過去20年間で最も早い発生となり、16道県24事例の発生が確認され、約576万羽が殺処分の対象となりました。

このシーズンのHPAIの特徴として以下のものが挙げられます。

大規模農場で発生

- 24事例中15事例が10万羽以上飼養の大規模農場

→飼養規模が大きいことは本病発生リスクの1つとされています。

大規模農場においては、農場の**分割管理の検討**が義務化されています。



過去に発生を経験した農場での再発

- 24事例中8事例(33.3%)が過去5シーズンのうちに発生を経験

- 2事例は3度目の発生

→一度HPAIが発生した農場は、発生リスクが高い可能性があります。

野生動物の**侵入防止対策の徹底と、その継続**を図ることが重要です。

農場HACCPの取り組みも対策強化に資すると考えられます。

近隣諸国における海外悪性伝染病発生状況

病名	型	発生地(国)	畜種(件数)	発生年月日
口蹄疫	O型	韓国	豚(1) 牛(5)	7月3日
ランピースキン病		韓国	牛(1)	7月11日
高病原性 鳥インフルエンザ (HPAI)	H5N1	台湾	家きん(4) うずら(2)	4月10日～6月17日

令和8年(2026年)7月21日現在

<通信>

このたびの地震により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。
家畜の被害や設備の損傷等、飼養衛生管理上の問題が生じた場合には、速やかに家畜保健衛生所まで御連絡ください。

また、家畜伝染病の発生予防のため、日常の衛生管理及び異常畜の早期発見・早期通報の徹底に御協力いただきますようお願いいたします。

地震発生後における飼養衛生管理及び防疫対策の徹底について

1. 農場設備の点検

今回の地震で、畜舎や柵に損傷ができていないか、配電や給餌、飲水の設備に故障が生じていないか御確認ください。気温が高い日が続いていますので、設備故障により、家畜の暑熱対策に悪影響がないか、確認が必要です。

2. 衛生管理と防疫対策の継続

衛生管理区域や畜舎に出入りする際の適切な消毒の実施、野生動物侵入防止対策等、日頃の衛生管理と防疫対策の継続をよろしくお願いいたします。

3. 異状が確認された際の通報

中央家保も地震の被害を受け、通常より時間を要する検査もありますが、復旧に向けて整備を進めています。家畜に異状が見られた場合には、遠慮なく家保まで御連絡ください。

中央家畜保健衛生所

TEL：0964-28-6021

4. 死亡畜の適切な処理

前回（平成28年）の地震の際には、畜舎倒壊等により、多数の死亡牛や傷病牛が発生しました。万が一、家畜に被害が出た場合、その死体を適切に処理する必要があります。

家畜の死体は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）において、産業廃棄物に定められており、適正に処理しなければなりません。死亡した家畜については、死亡獣畜処理場（（株）熊本蛋白ミール公社など）へ搬入し、適正な処理をお願いします。

熊本蛋白ミール公社では、暑熱により死亡牛が増加する夏期（7～9月）は、以下の業務日程で対応します。

飼養する家畜が死亡したら、熊本蛋白ミール公社への迅速な搬入及び搬入時間の事前連絡をお願いします。

夏期対応期間 7月1日～9月30日（3ヶ月間）

		平日・土曜 (日曜・祝日は休業)
牛	午前	08:30～11:30
	午後	13:00～15:00
豚・馬	午前	08:30～12:00
	午後	13:00～15:00

(株) 熊本蛋白ミール公社

TEL：0968-26-3766 (牛)

TEL：0968-26-4124 (豚・馬)